



交通事故の被害に
遭われた方へ



弁護士法人

松田共同法律事務所

Contents

第1 交通事故被害者の二重の被害

1. 二重の被害とは？

まずはこの度の事故につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

私たちは、交通事故に遭われた交通事故被害者の方（以下単に「被害者」といいます）は、二重の被害に苦しめられていると考えています。まず、交通事故に巻き込まれることにより、直接的な身体的・精神的・経済的苦痛に苦しめ続けられています（一次的被害）。それに引き続き、保険会社の示談代行により裁判所に提訴した場合よりも低額の示談に応じ、その被害に応じた正当な損害賠償を得られずに、経済的にも・精神的にも苦しめられるという二次的な被害にも遭われていると考えています（二次的被害）。

私たちは、被害者の方が、二次的被害に遭われないようにするのが弁護士の使命であると考えて、これまで活動してきましたし、これからもその活動を強化し、被害者の方が、被った損害について、適正な賠償を得られるよう努力する所存です。



2. 二次的被害の原因

「二次的被害が発生する2つの原因」

被害者の方が二次的被害に遭う原因は、大きく分けて2つあります。それは、損害賠償算定基準が複数有るのにそのことを被害者の方がご存じないこと、および、保険会社社員による示談代行制度に問題が存在することであり、この2つは密接に係わっています。

①損害賠償額算定基準が複数存在することがほとんど知られていないこと

一般にはなかなか理解されにくいことですが、同じ被害に対して、損害賠償額を算定する方法には、自賠責保険基準、任意保険会社基準、裁判所基準という3つの方法があります。

それぞれの算定基準は、

自賠責保険基準 < 任意保険会社基準 < 裁判所基準

という関係にあり、裁判所基準による場合が、一番高額となります。ただし、裁判所基準と言っても、裁判所が基準を公表しているわけではなく、過去の裁判例を基に、だいたいの算定基準が「赤い本」とか「青本」とか言われる本にまとめられており、裁判所もおおむねそれらの本に従って判決を書いたり、和解案を提示したりしています。

例えば、死亡の場合の慰謝料については、裁判所基準が2000～3000万円に対し、任意保険会社基準は1200～1500万円とされ、大きな差があります。

なお、最近は、規制緩和の流れの中で、任意保険会社側の統一した任意保険会社基準はなくなり、各保険会社の慰謝料基準も徐々に上昇しているようですが、完全公表はされていません。何れにしても裁判になれば適用される裁判所基準より相当程度低いことは間違いません。

しかしながら、以上のように、損害賠償算定の基準が複数存在することは、一般にはほとんど知られていません。

②任意保険会社社員による示談代行の弊害

▶ A 示談代行の一般化

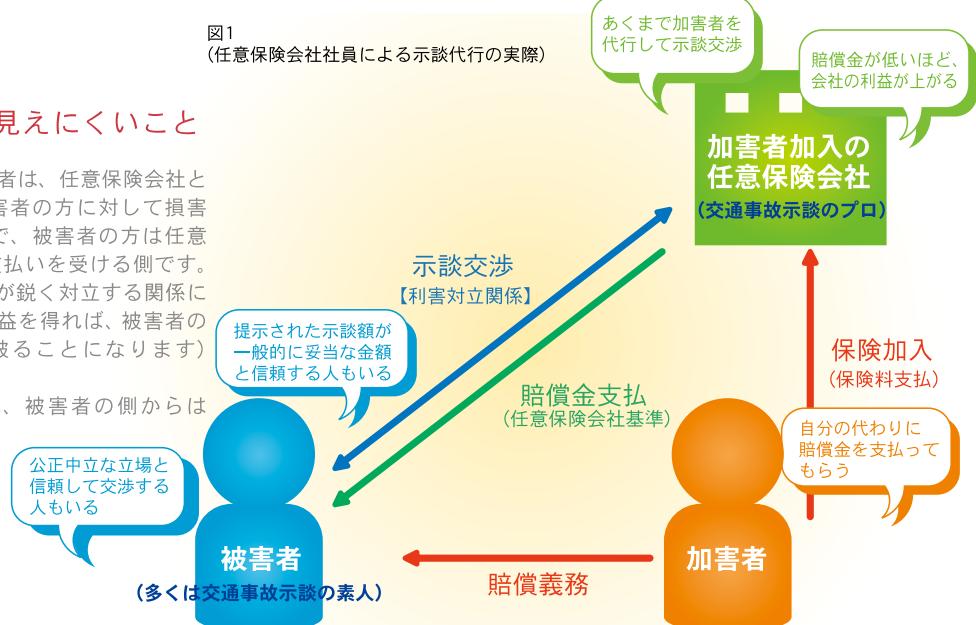
昭和49年3月、示談代行保険が認められ、加害者が加入している任意保険会社の社員が、加害者を代行して、被害者の方と示談することが一般化するようになりました。

第1 交通事故被害者の二重の被害

▶ B 実質的利害対立の存在が見えにくいこと

交通事故における示談交渉の実質的当事者は、任意保険会社と被害者です。そして、任意保険会社は被害者の方に対して損害賠償金を保険金という形により支払う側で、被害者の方は任意保険会社から保険金という形で賠償金の支払いを受ける側です。そのため、任意保険会社と被害者は、利害が鋭く対立する関係にあります（任意保険会社の支払いが減り利益を得れば、被害者の方が受け取る金銭は少なくなり損失を被ることになります）（図1をご覧下さい）。

しかし、その実質的利害対立の存在は、被害者の側からは見えにくくなっています。



▶ C 任意保険会社が大企業であり信頼性が高いと考えられていること

任意保険会社の多くは、日本でも有数の大企業であり、知名度も高く、一般に強く信頼されている会社がほとんどです。そのため、被害者の方は、任意保険会社が、公正中立な立場から、被害者の方の事情を十分に考慮して、示談を進めてくれるものと深く信頼し、任意保険会社社員が提示した示談額が一般的に妥当な金額だと信じて、何らの疑問を持つことなく、示談することが多いと考えられます（交通事故の示談がほとんど示談代行で終わっていることがそのことを裏付けています。）。任意保険会社社員が、示談額を提示する場合には、損害賠償算定基準が複数存在することや、任意保険会社と交通事故の被害者の方は、利害が対立する関係にあることを説明していないようです。そのような事実を説明していれば、現在ほど示談代行による示談が成立するとは到底思えません。

▶ D 任意保険会社社員と交通事故被害者との経験・情報量・交渉力格差の存在

任意保険会社社員は、損害保険会社の社員として損害保険に精通し、しかも、任意保険会社のために交通事故被害者との間で損害賠償の示談をすることを業務としています。これに対して交通事故被害者の多くは、たまたま交通事故に遭遇して被害に遭い、交通事故における示談については全くの素人です。

このように任意保険会社社員と被害者の方との間には、交通事故の示談について、経験・情報量・交渉力に著しい隔たりがあります。

▶ E 被害者が早急に示談金を手にする必要性があること

被害者の方の中には、仕事も出来ず経済的、精神的に困窮した状態にあり、早く示談して示談金をもらう必要がある方が多くいらっしゃいます。

そのような被害者を救済する制度として、自賠責保険の被害者請求制度があるのですが（被害者請求をすると、「治癒事案」の場合は120万円を限度として自賠責保険基準により算定された保険金が、「後遺障害事案」の場合は、後遺障害等級に応じて定められた保険金が、それぞれ自賠責保険から支払われることになります。なお、「治癒事案」「後遺障害事案」の詳細については、後記第2（p 3）をご覧下さい。）、任意保険会社の社員は、被害者の方に対して、そのような制度があることすら教えていない例がたくさんあります。

3. 結語

任意保険会社社員は、示談代行にあたって、賠償額算定基準が複数あって、どの基準を採用するかによって賠償額が大きく異なること、任意保険会社と被害者は利害が対立する関係にあることを教えないまま、被害者の無知と任意保険会社への信頼を利用して、自らが提示する賠償額が妥当であると信じ込ませ、示談に至っていると考えられます。このように、前記2の事情があいまって、被害者の方は、低額の示談金による示談を余儀なくされ、二次的被害に遭われていると考えられます。

これまでに相談を受けた中には、被害者の方に、自分が示談したという自覚さえなく、裁判提起後に、任意保険会社から、示談がなされていると主張された事案さえ有りました。

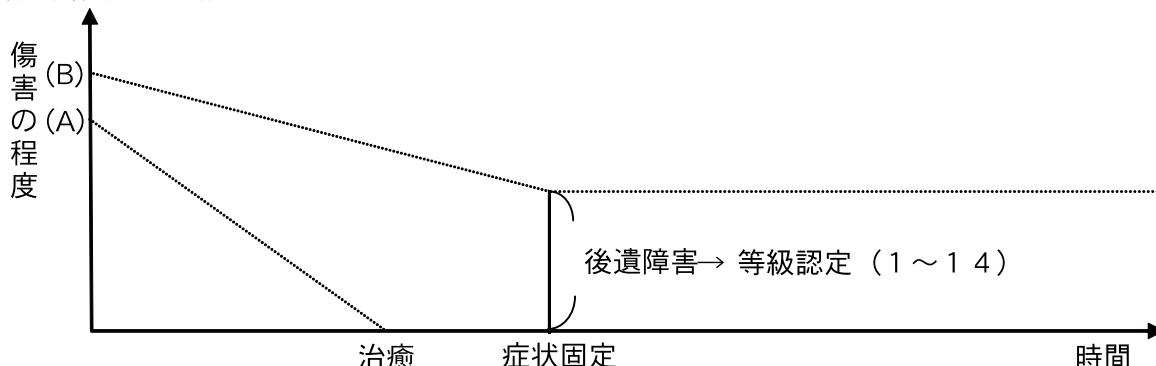
なお、私たちは、被害者救済に重点をおいており、任意保険会社からの依頼はお受けしておりません。その方が、より徹底して被害者救済が可能と考えているからです。従いまして、私たちに相談・依頼される場合には、任意保険会社との利益衝突をご心配される必要はありません。

第2 交通事故による損害の内容と、保険との関係

1. 交通事故による損害の内容

交通事故による損害の内容は、怪我が完全に治った場合（治癒事案）、後遺障害が残った場合（後遺障害事案）、お亡くなりになられた場合（死亡事案）とで、分けて考えることになります。（図2をご覧下さい）

図2 損害の発生と支払者



治癒事案

図2(A)の場合

治癒事案の場合は、おもに治療費、休業損害、慰謝料を積算して損害額が確定され、図3のとおり、損害額の内120万円までが自賠責保険から支払われ、残りが任意保険会社から支払われます。



後遺障害事案

図2(B)の場合

後遺障害事案については後記第3(p5)で詳しく述べますが、症状固定日を境に、それ以前は傷害損害、それ以後を後遺障害損害と言い、区別されています。

傷害損害は、前記の治癒事案の取扱いと殆ど同じで、おもに治療費、休業損害、傷害慰謝料を積算して損害額が確定され、損害額の内120万円までが自賠責保険から支払われ、残りが任意保険会社から支払われます。

一方、後遺障害損害は、逸失利益（将来見込まれる減収分など、交通事故に遭わなければ獲得出来たであろう利益）、後遺障害慰謝料を積算して計算されます。そして、後遺障害損害の内、自賠責保険から後遺障害等級に応じて75万円～4000万円が支払われ、残額が任意保険会社から支払われます（図4をご覧下さい）。

図3 治癒事案

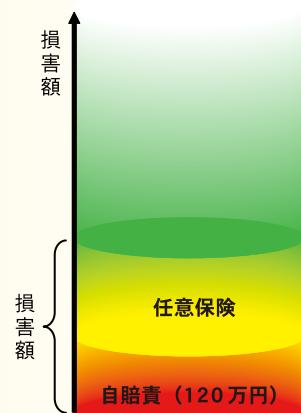
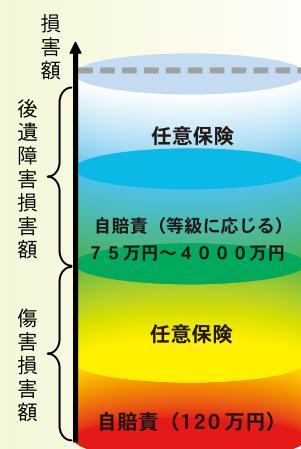


図4 後遺障害事案



第2 交通事故による損害の内容と、保険との関係

死亡事案

死亡事案の場合、損害賠償金を受けとられるのは、被害者の相続人であるご遺族となります（ただし、後に述べる固有の慰謝料については、相続人以外のご遺族も対象となる場合があります）。

損害の中身ですが、事故発生から亡くなられるまでの間の損害は、前記の傷害損害と同様の取扱いとなります。

亡くなられて以降の損害は、前記の後遺障害損害と同様、逸失利益と慰謝料（亡くなった被害者の方自身の慰謝料）が積算されるのに加え、ご遺族固有の慰謝料や葬儀費用等が積算されることとなります。

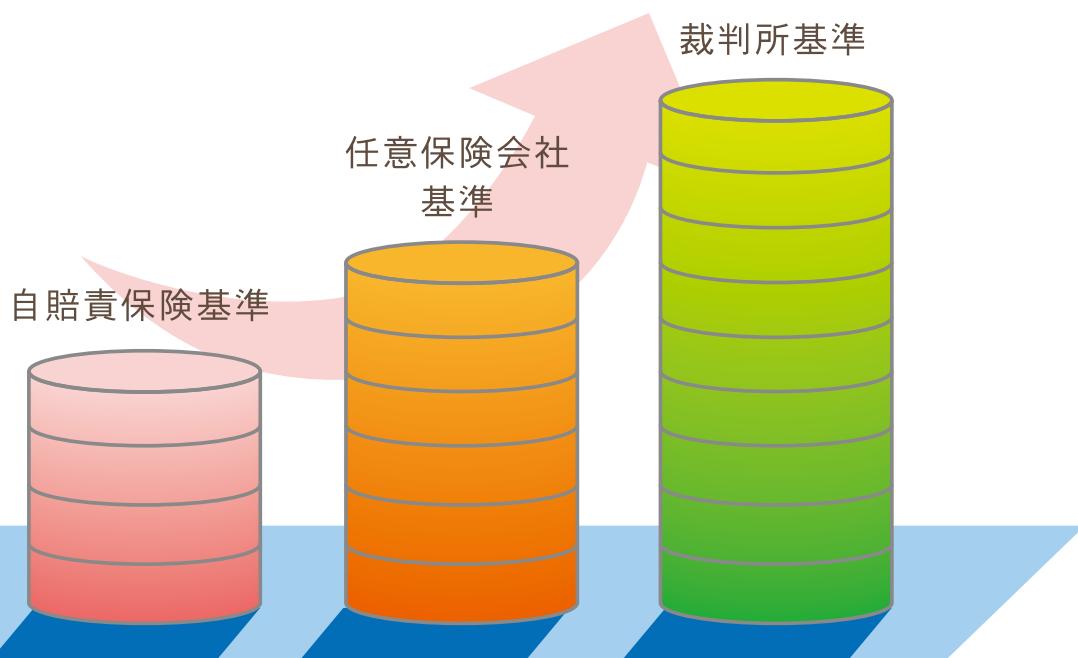
なお、死亡事案の場合には、自賠責保険に被害者請求することにより、原則として3000万円が支払われ、残額が任意保険会社から支払われることになります。



2. 損害算定の方法

前記第1の2（p1）に記載のとおり、任意保険会社基準と裁判所基準では大きな開きがありますので、治癒事案、後遺障害事案、死亡事案のいずれについても、裁判所基準で算定した損害額の支払いを、加害者（任意保険会社）に求めることとなります（ただし、具体的な損害額は、一概にいくらと、簡単に算定できるものではありません。被害者の方の属性（年齢や職業等）や、過失相殺の有無等、様々な事情をふまえたうえで算定されるものですから、ご相談頂いた弁護士において、そうした事情を調査検討したうえで、算定させて頂くことになります。）。

また、裁判となった場合には、前記のとおり算定した損害額に加え、損害の元本に対する、事故の日から賠償金の支払日までの年5%の割合による遅延損害金の支払いや、被害者の方が負担する弁護士費用の一部（損害額の1割程度）の支払いを、加害者（任意保険会社）に対して求めることになります。



第3 後遺障害の諸問題

1. 後遺障害および症状固定日とは？

自動車事故による傷害の治療を受けていると、それ以上は良くならないという時期が来ることがあります（後遺障害事案）。それ以上は良くならないとして残った症状を「後遺障害」と言い、それ以上は良くならないということを確定した時期を、「症状固定日」と言います。

2. 症状固定日はどうやって決まるのか？

症状固定日は、治療を担当している医師が、治療経過を見ながら被害者の方との話し合いを含めて、決定することになります。

時々、任意保険会社が症状固定日を経過していると言って、治療費を支払おうとしないことがあります。しかし、症状固定日を決めるのは、担当医であり、任意保険会社が決めることができるわけではないので、担当医が症状固定になったと判断するまで、自費で治療したうえで、後日、裁判をして、加害者（任意保険会社）に自己負担した治療費を請求する方が良いと考えています。

3. むち打ち症（外傷性頸部症候群）が12級13号か14級9号のどちらにあたるか？

交通事故で最も多く見られる後遺障害事例が、このむち打ち症ですが、特に問題となるのは、これが12級13号か14級9号かという点で、これがどちらに該当するかによって、賠償額が大きく異なることになります。

12級13号は、「頭頂部、上肢、背部に残存する症状が神経学的検査所見、画像所見などの他覚的所見により医学的に証明できるもの」で、14級9号は、「医学的には証明できないが、その症状が受傷時の状態や治療の経過などから連続性一貫性が認められる説明可能な症状で、故意の誇張でないと推定できるもの」とされています。

12級13号に必要な「他覚的所見」とは、「画像がなくても医学的に証明しうるもの」です。しかし実際には、画像所見があっても、12級13号該当性を否定し、画像がない場合はより一層、12級13号の該当性を否定される傾向があります。

整形外科医・脳神経外科医と協力して、画像所見以外の神経学的検査等により、なんとか12級13号の該当性を認めさせたいものです。そのためには、整形外科医、脳神経外科医のきちんとした治療を受けるとともに、画像所見、神経学的検査、理学的検査を受け、詳細な検査報告書を作成してもらうことが重要となります。

MRIを撮っていない場合には、MRIを撮ってもらいます。そうすると、頸椎とか腰椎に、ヘルニアとか椎間狭小化等の椎間変性の所見が診られます。そうすると、12級13号に該当すると認められる可能性がそうでない場合より高くなります。

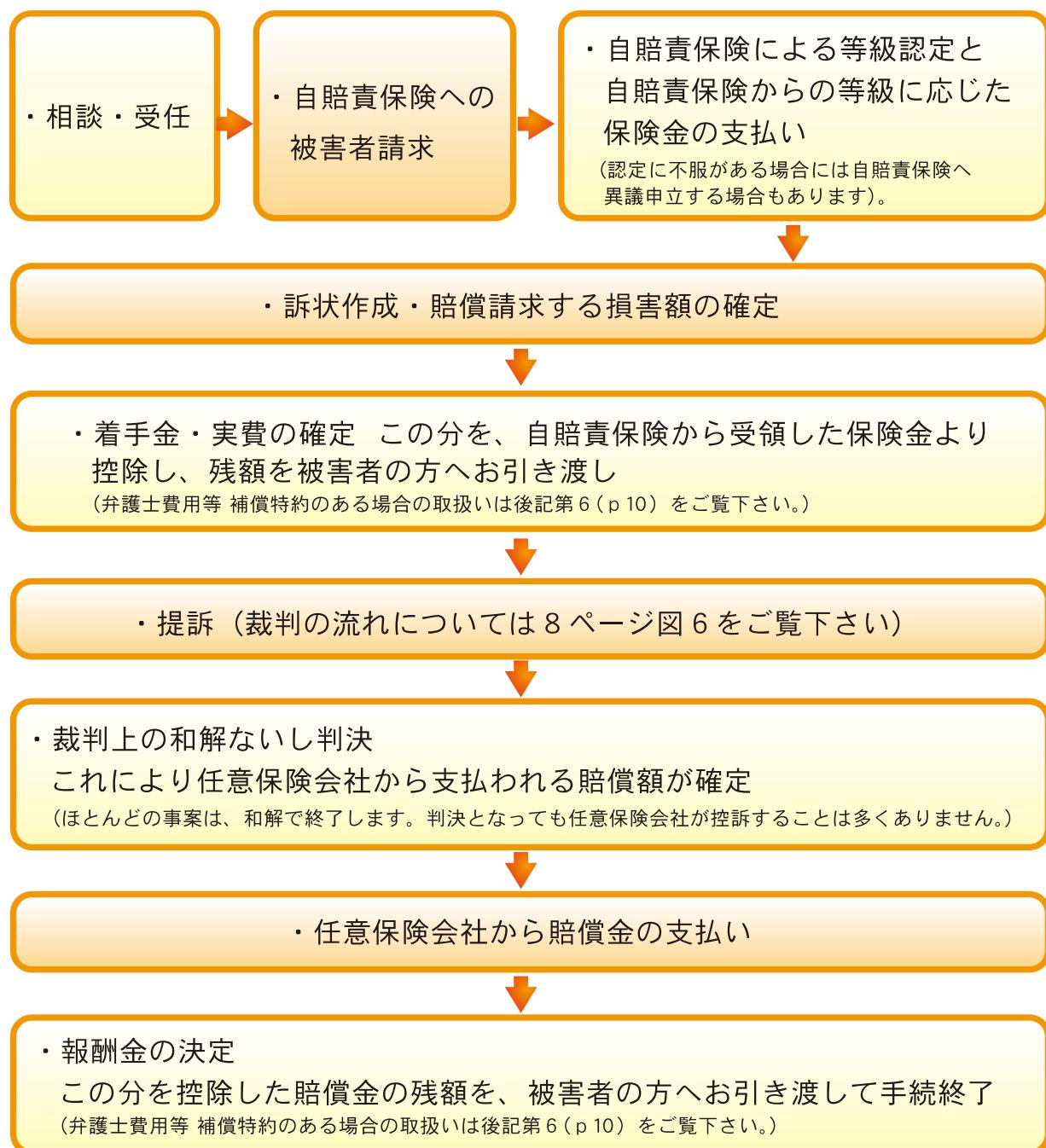
4. 自賠責保険による等級認定と損害額算定との関係

私たちは、後遺障害事案の損害を算定をする際、機械的に自賠責保険が認定した等級を基にして、損害額の計算をするべきではないと考えています。被害の実態に見合った賠償額を獲得するためには、自賠責保険の認定に異議申立をしたり、事情によっては自賠責保険の認定以上の等級を前提に損害の算定をする必要があるからです。

なお、後遺障害の程度を最終的に判断するのは、裁判官であり自賠責保険ではありません

第4 解決までの典型的な手続の流れと 必要とされるおおよその時間等

1. 解決までの典型的な手続の流れ (次ページ図5もご覧下さい)



2. 手續に要する期間について

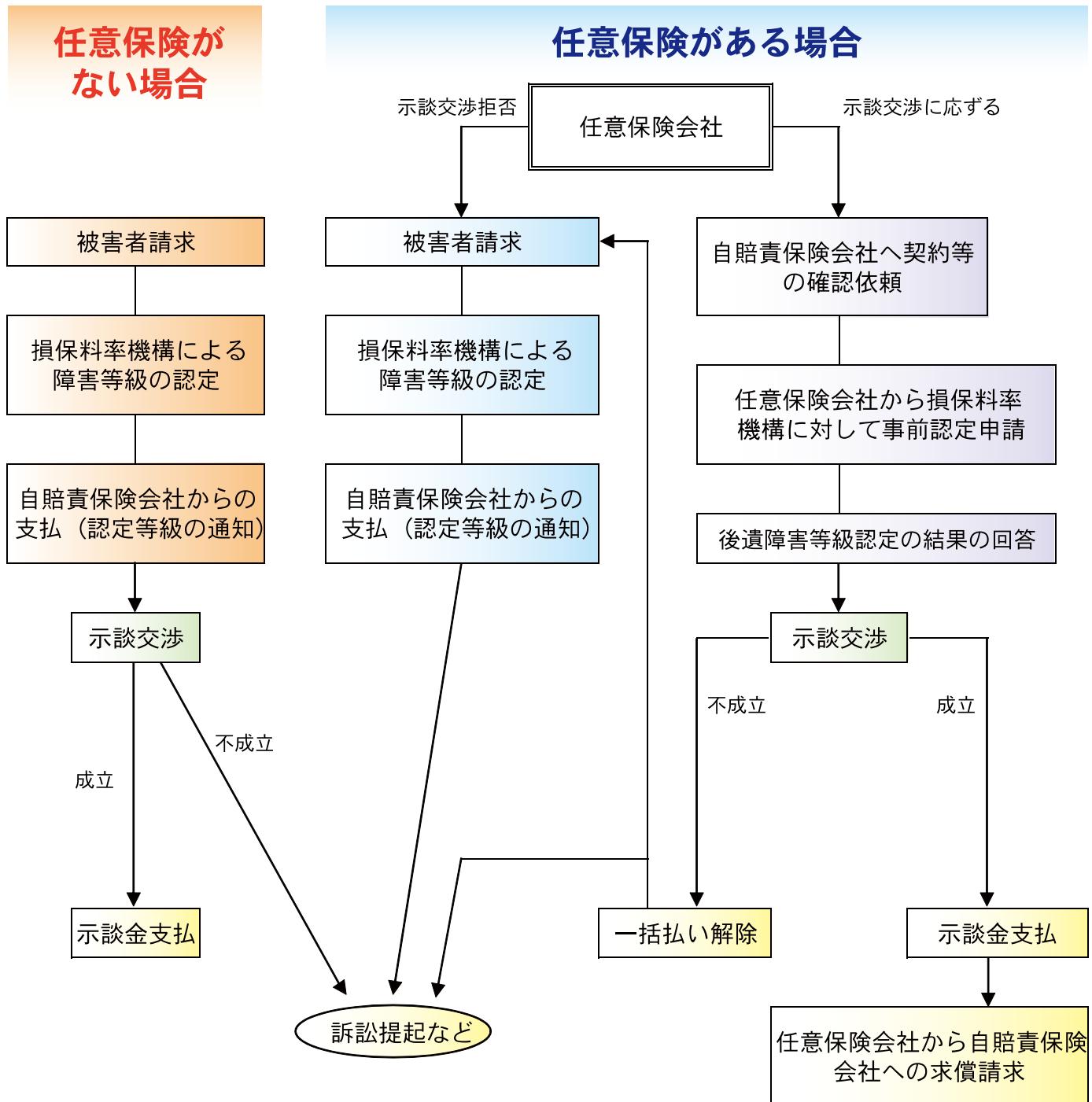
ご相談を受けて受任してから、終了するまでの期間は、事案により異なりますが、おおよそ1年程度はお考え下さい。

3. 裁判所に出廷する必要性について

基本的に裁判所へは弁護士が出廷しますので、被害者の方に裁判所へ足を運んで頂くのは、1回（原告本人尋問）あるかないかです。一度も裁判所に行って頂くことなく、和解で終了する場合もあります。

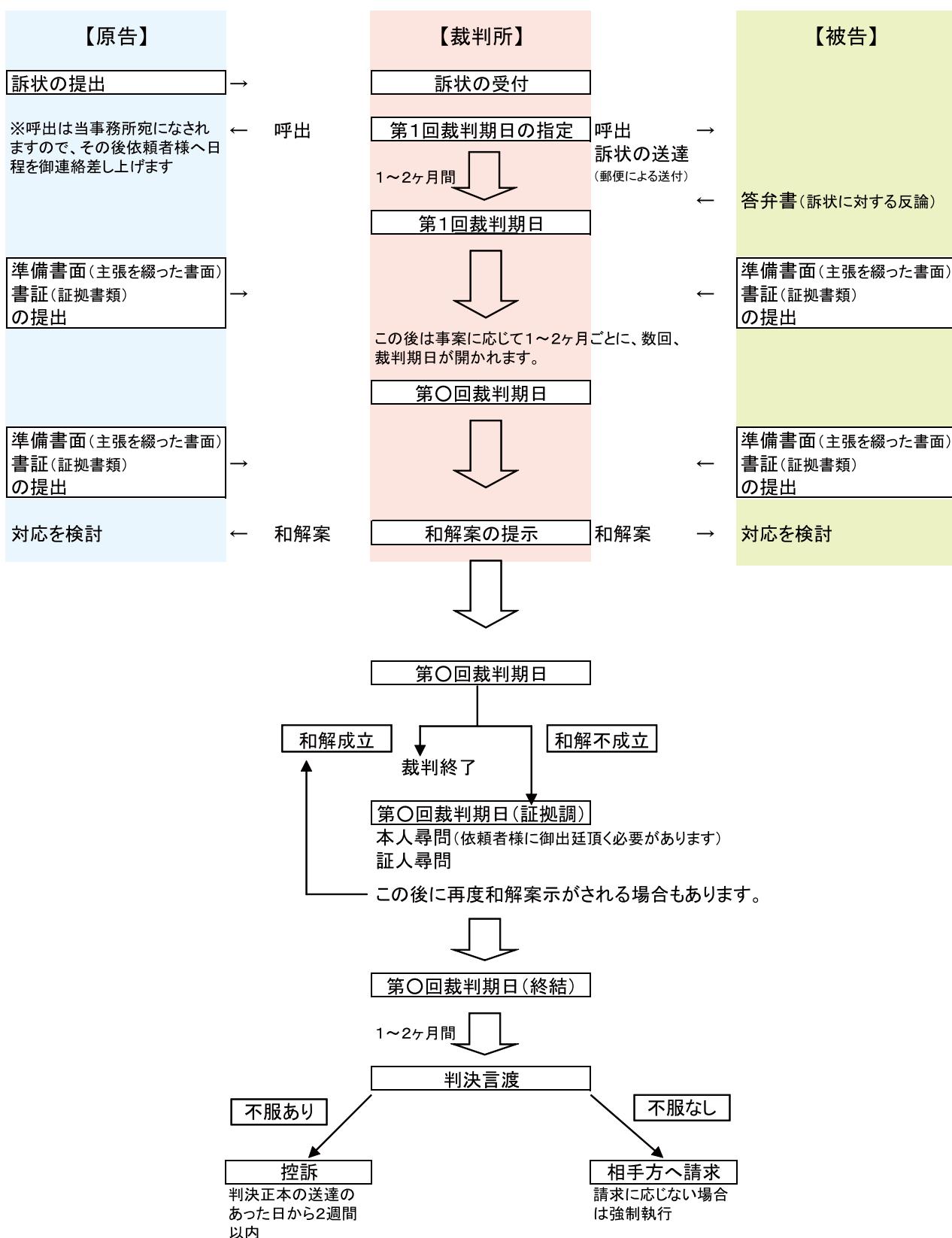
また、場合によっては和解協議へ同行して頂くこともありますが、そのような事例もほとんどありません。

図5 示談交渉と保険請求手続の流れ

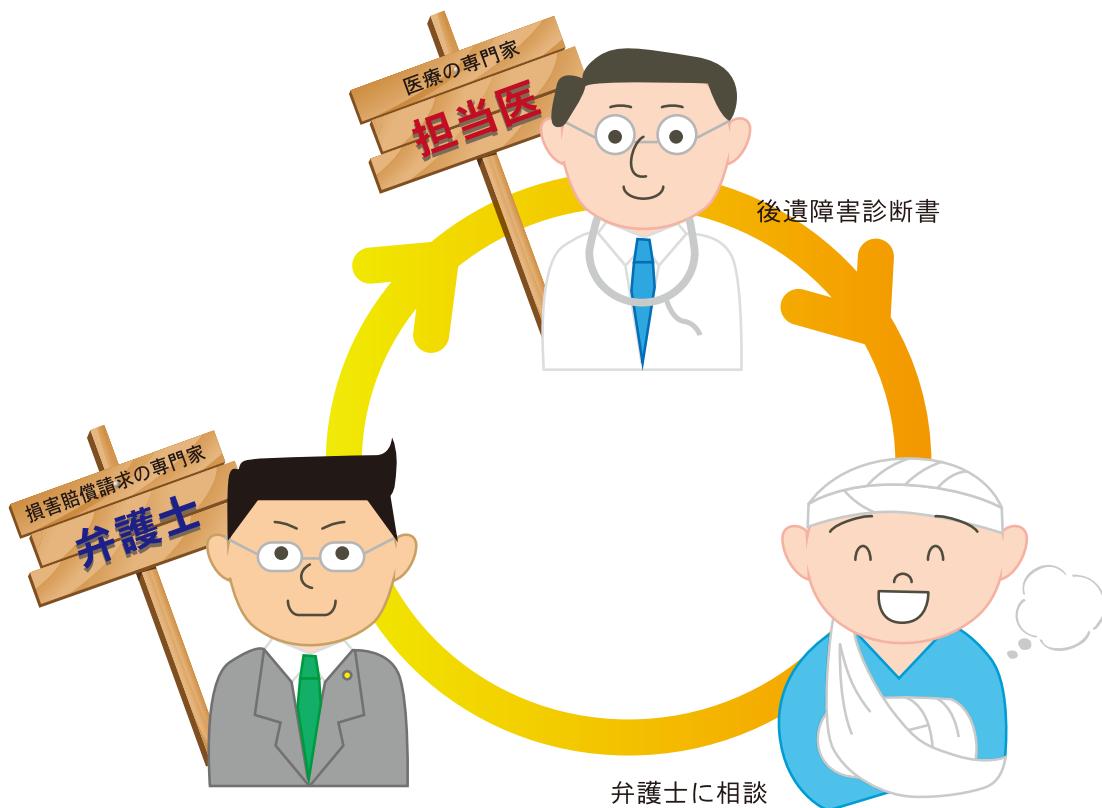


第4 解決までの典型的な手続の流れと 必要とされるおおよその時間等

図6 裁判手続の流れ



第5 弁護士に相談される時期、相談料について



1. 相談される時期

できるならば、担当医に後遺障害診断書を作成していただく前がよいと考えています。後遺障害に見合った後遺障害等級認定をしてもらうために、いろいろな検査をしてもらった上で、後遺障害診断書ができるだけ詳細に記載してもらう必要があります。そのため、場合によっては、弁護士から、担当医に対して、実施して頂きたい検査等についてお願いする文書を差し上げる必要があるからです。

後遺障害診断書の作成については、医療の専門家である担当医と、損害賠償請求の専門家である弁護士との協力が必要となります

2. 相談料について

今まで述べてきたとおり、弁護士に依頼される実益は十分にございます。従いまして、弁護士費用を気にされるよりも前に、まずは、弁護士に相談されることをお勧め致します。しかも、私たちの場合、初回相談は無料しておりますので、相談料を気にされる必要はございません（それ以外の弁護士費用につきましては、後記第6（p10）をご覧下さい）。

もちろん、相談されたらかといって、必ず、裁判や交渉を依頼しなければならないということは全くありませんので、あれこれ悩まれることなく、とにかく一度、弁護士に相談されることをお勧めしております。

第6 弁護士費用について

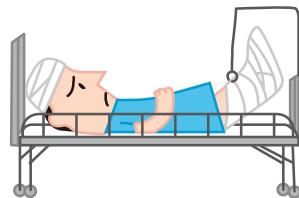
1. 弁護士費用等補償特約付の任意保険がある場合

被害者の方自身やその他の方が加入されている任意保険が、弁護士費用等補償特約付のもので、その適用を受けられる場合には、300万円の限度で弁護士費用等が補填されます。この場合は、弁護士費用等の自己負担がなくて済むことがほとんどです。

この保険の内容については、後記第7（p12）において詳しくご説明させて頂きます。

2. 弁護士費用等補償特約付の任意保険がない場合

① 後遺障害が残った場合（後遺障害事案）



A 被害者請求

後遺障害事案の場合は、まず弁護士が、被害者の方の代理人として、自賠責保険に対して被害者請求の手続をとります。その結果、等級（1～14級）の認定がなされれば、その等級に応じた保険金（例えば、14級の場合が75万円、13級の場合が139万円、12級の場合が224万円となります）を、無条件に受け取ることができます（これは弁護士が代理して受領することになります）。この中から、被害者請求手続の実費および弁護士着手金、今後行う損害賠償請求手続（示談、裁判）にかかる実費および弁護士着手金（実費は、賠償を求める金額によって異なります。また、弁護士着手金につきましては、当事務所の報酬基準に基づき被害者の方とご相談のうえ決定させて頂きます。）を差し引かせて頂き、残額を被害者の方へお渡し致します。そのため実質的には、ご自分で費用を準備されることなく、手続をご依頼頂くことができます。

B 示談、裁判

その後、加害者（任意保険会社）に対する示談交渉ないしは裁判を行い、示談なら示談の締結、裁判なら判決や和解によって、任意保険会社が支払うべき賠償金の額が決定されます。

なお、裁判になった場合は、前記第2の2（p4）でご説明したとおり、被害者の方が負担する弁護士費用の一部（損害額の1割程度）を加害者が支払うことになりますので、賠償金の額を決定する際は、この分が上乗せして計算されることになります。

その後、任意保険会社から賠償金の支払いがありましたら（これも代理人である弁護士に対して支払われます）、得られた経済的利益（※）を基準にして、当事務所の報酬基準に基づき、被害者の方とご相談のうえ最終的な弁護士報酬金を決定させて頂きます。

その後、得られた賠償金から弁護士報酬金を差し引かせて頂き、残額を被害者の方へお引き渡しすることで、手続は完了となります。

（※） 弁護士にご依頼頂いたことにより受けた利益のことを言い、次のような計算式によって算定されます。

- ①ご依頼後に自賠責保険から支払われた保険金額
- ②ご依頼後に任意保険から支払われた賠償金額
- ③ご依頼前に任意保険会社から受けた示談提示額

$$\underline{\underline{①+②-③=経済的利益の額}}$$

C 具体的事例

◆追突事故で首と腰を痛めて、任意保険会社から212万円の示談提示を受け、自賠責保険からは後遺障害14級の認定を受けた事例

まずは自賠責保険に対して被害者請求をなし、その結果、14級との認定がなされ、保険金75万円を弁護士が代理して受領しました。この中から、弁護士着手金30万円と裁判実費等を差し引かせて頂き、残額の約30万円を被害者の方にお渡しました。

その後、裁判を行い、加害者（任意保険会社）が800万円を支払うとの和解が成立して手続が終了しました。従いまして、自賠責保険から支払われた75万円とあわせると、被害者の方は弁護士に依頼したことで875万円の支払いを受けられたことになります（この中には、弁護士費用として相手方から取得した約70万円も含まれています。）。

一方、被害者の方が、弁護士に依頼される前に任意保険会社から提示を受けていた示談額は212万円でした。

従いまして、被害者の方が得られた経済的利益は、

875万円 - 212万円 = 663万円となりました。

なお、これを基準に弁護士報酬金を122万円と決定させて頂きました。本件は、珍しく控訴審まで争われた事案で、通常の事案よりも時間と労力を要したことから、当事務所の報酬基準により算定される報酬金の上限額に近い金額とさせて頂きました。

それでも、被害者の方の実質的な負担額は、次のとおり82万円にとどまっています。

152万円（着手金30万円+報酬金122万円） - 70万円

(加害者（任意保険会社）から弁護士費用の一部として得た金額) = 82万円

ごく最近和解した事例も、保険会社の示談提示額約227万円に対して、970万円の賠償金を得て、その経済的利益は740万円余となっています。

② 後遺障害が残らなかった場合（治癒事案）



この場合には、弁護士費用、実費を手出しにてご負担いただくことになりますが、被害者の方の経済的負担に配慮して、その額を決定させて頂きますし、場合によっては、着手金を最低基準の10万円にさせて頂く場合もあります。

また、所得が一定額以下の場合は、法テラスを利用して、弁護士費用や実費を立て替えてもらうことも可能です。この場合には、毎月1万円程度を法テラスにご返済頂くことになります。

★法テラスとは…国民がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、総合法律支援法に基づき設立された法務省所管の公的法人。

正式名は日本司法支援センター（愛称：法テラス）

内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口をコールセンターや全国の地方事務所にて、無料でご案内しています（情報提供業務）。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています（民事法律扶助業務）。

第7 被害者の方ご自身や その他の方が加入されている任意保険の活用

1. 活用したい任意保険

これまでには加害者からの損害賠償を中心にご説明して参りましたが、それ以外にも、被害者の方ご自身やその他の方が加入されている任意保険から、次のような保険金の支払いを受けられる場合があります。

①弁護士費用や裁判費用が支払われる保険

(弁護士費用等補償特約)

弁護士へのご相談を躊躇される理由の一つとして、「費用がかかるから」というお声を耳にします。しかしながら、弁護士費用等補償特約付の任意保険の適用を受けられれば、弁護士費用(着手金、報酬金)や訴訟費用(印紙、切手代等)が、原則として300万円まで支払われます。つまり、かかった費用が300万円までなら、一円の自己負担も生じないことがありますので、安心して弁護士にご依頼頂くことができます(死亡事案や、重度の後遺障害の事案を除けば、費用が300万円を超えるようなことはほとんどありません)。



②過失相殺分に対しても支払われる保険（人身傷害補償）

加害者から支払われる賠償金は、被害者の方が被った損害の全額であるのが基本ですが、仮に被害者の方にも過失がある場合は、その過失の度合いに応じて過失相殺がなされ、その分受け取ることのできる賠償金は減額されることになります。そのような場合、人身傷害補償付の任意保険の適用を受けられれば、その減額分を、補填できる場合があります。

③損害賠償金とは別に支払われる保険（搭乗者傷害）

搭乗者傷害付の任意保険の適用を受けられれば、加害者からの賠償金とは別に(つまり加害者からの賠償金+ α として)、一定額の保険金の支払いを受けることができます。

2. 保険の適用を受けられる場合

被害者の方が前記1の保険の適用を受けられる場合(被保険者となる場合)は、右の資料1のとおりとなります(なお、資料1に掲げているのは、保険約款の一例です。およそその保険は、これと同じ内容の約款になっていると思われますが、加入されている保険によっては、異なる約款となっている場合もありますので、その点はあらかじめご了承下さい)。

弁護士費用等補償特約付の任意保険と人身傷害補償付の保険については、被害者の方自身が保険に加入している場合はもちろん、例えば、(a) 同居のご親族が加入されている場合や、(b) 独身の方がご両親と別居されている場合でそのご両親が加入されている場合、(c) 他人が運転していた自動車に同乗中事故に遭われた場合でその他人(またはその同居の親族等)が加入されている場合にも適用される等、その適用範囲は割と広く定められています。

しかし、一般にこのことはあまり知られていないようです。そのため、本来なら適用を受けられる保険があったのに、それに気づかないまま、加害者から賠償金を受け取るだけで終わったという事案も少なくないようです。

資料1

被害者の方が被保険者となる場合の一例 (保険の適用を受けられる場合)

1. 弁護士費用等補償特約

被害者が次に該当する方である場合

- ①記名被保険者(保険証券記載の被保険者)
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤被保険自動車(保険証券記載の自動車)に乗車していた方
- ⑥上記①～④の者が運転していた被保険自動車以外の自動車に乗車していた方
- ⑦被保険自動車の所有者

2. 搭乗者障害

被害者が被保険自動車に乗車していた方である場合

3. 人身傷害補償

被害者が上記1の①～⑦に該当する方である場合

3. 当事務所の取り組み

そこで、私たちの事務所では、加害者に対する損害賠償請求を行うだけにとどまらず、被害者の方から下記の資料2の用紙による聞き取りをさせて頂くことにより、被害者の方が適用を受けられる特約・補償付の任意保険がないかどうかのチェックも行わせて頂き、必要に応じて、その保険金請求の手続まで行わせて頂きます。

資料2

お尋ね

様

弁護士法人松田共同法律事務所

このお尋ねは、あなたが、事故の加害者から支払われる損害賠償金のほかに、あなたやその関係者が加入されている自動車保険から保険金の支払いが受けられる可能性がないかどうかを確認させて頂くために行うものですが(具体的には、人身傷害補償保険特約、搭乗者傷害保険特約、弁護士費用特約の有無を確認させて頂くものです。)。

- ① あなたと同居されているご家族がいらっしゃる場合 ④ あなたが事故に遭われた際に乗車されていた自動車の所有者についてご記入下さい。

お名前	続柄	自動車保険加入の有無(いずれかに○)
	本人	あり・なし
		あり・なし

お名前	あなたとの関係(友人等)	自動車保険加入の有無(いずれかに○)
		あり・なし

- ⑤ あなたが事故に遭われた際に乗車されていた自動車の運転者についてご記入下さい。

お名前	あなたとの関係(友人等)	自動車保険加入の有無(いずれかに○)
		あり・なし

- ② あなたが結婚されている場合(内縁関係を含む)で、あなたと別居されている配偶者の方がいらっしゃる場合にご記入下さい。

お名前	続柄 (いずれかに○)	自動車保険加入の有無(いずれかに○)
	夫・妻	あり・なし

以上ご回答頂いたうち、「自動車保険加入の有無」欄で「あり」に○をされた方全員の、事故当時の保険証券(ない場合には現在の保険証券)をご持参下さいますようお願い致します。

- ③ あなたが未婚の場合で、あなたと別居されているご両親がいらっしゃる場合にご記入下さい。

お名前	続柄 (いずれかに○)	自動車保険加入の有無(いずれかに○)
実父・実母 義父・義母		あり・なし

第8 過去の解決例について

当事務所における過去の解決例を、資料3のとおり紹介させて頂きます（ただし、解決例と同程度の賠償が受けられる保障するものではありませんので、その点はご了承下さい）。

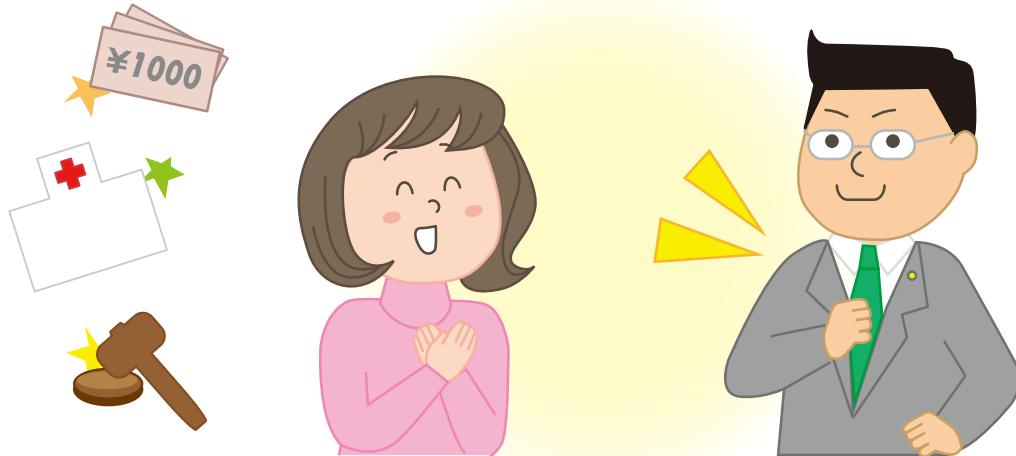
これをご覧になって頂ければお分かりのとおり、私たちは、交通事故の被害者の方が、損害賠償請求について弁護士へ相談され、委任される実益は十分にあると考えています。

資料3

解決年	後遺障害の内容	等級		損害賠償額		
		当初の認定級	最終的な認定級 (*) 自賠責への異議申立や裁判の結果	相手方 提示額 ①	受任後 獲得額 ②	経済的利益 (増加額) (*) ①-② ①の額が「なし」 の場合は②の額
H24	①頸椎捻挫後の疼痛等 ②腰椎捻挫後の腰痛 ③左下大腿痛 ④胸郭出口症候群(①の障害は本障害に包含される)	①14級 ②14級 ③非該当 ④非該当 併合14級	①14級 ②14級 ③判断なし ④12級 併合12級	227万7230円	970万0000円	742万2770円 4.2倍にUP
H23	①頸椎捻挫後の疼痛等 ②腰部捻挫後の腰痛、両下肢痛 ③胸郭出口症候群(①②の障害は本障害に包含される)	①14級 ②14級 ③判断なし 併合14級	①14級 ②14級 ③12級 併合12級	なし	1315万0000円	1315万0000円
H23	①頸椎捻挫後の痺れ等 ②腰椎々間板症による痺れ等	①14級 ②14級 併合14級	①14級 ②14級 併合14級	10万0000円	405万0000円	395万0000円 40.5倍にUP
H23	死亡事故	なし	なし	なし	4230万0000円	4230万0000円
H23	死亡事故	なし	なし	なし	9502万2006円	9502万2006円
H23	①左鎖骨骨折後の鎖骨の変形障害 ②左下肢の創痕	①12級 ②14級 併合12級	①12級 ②14級 併合12級	343万8986円	1050万0000円	706万1014円 3倍にUP
H23	①頸椎捻挫後の頸部痛等 ②腰椎捻挫後の腰痛	①14級 ②14級 併合14級	①14級 ②14級 併合14級	212万0700円	875万0000円	662万9300円 4.1倍にUP
H23	①頸椎捻挫後の頸肩部痛 ②腰部捻挫後の腰痛	①14級 ②14級 併合14級	①14級 ②14級 併合14級	134万4950円	1096万1680円	961万6730円 8.1倍にUP
H22	死亡事故	なし	なし	なし	4019万5905円	4019万5905円
H22	死亡事故	なし	なし	なし	1200万0000円	3900万0000円 3.2倍にUP

解決年	後遺障害の内容	等級		損害賠償額		
		当初の認定級	最終的な認定級 (*) 自賠責への異議申立や裁判の結果	相手方 提示額 (①)	受任後 獲得額 (②)	経済的利益 (増加額) (*) ①-② ①の額が「なし」 の場合は②の額
H22	①頸隨損傷による神經症状 ②脊柱固定手術後の運動障害	①14級 ②非該当 併合14級	①12級 ②11級 併合10級	なし	895万0000円	895万0000円
H21	①モートン神経腫による左足先部の神經症状 ②左外傷性膝蓋下脂肪体炎による左膝部の神經症状 ③腰椎椎間板ヘルニア	①認定申請せず ②認定申請せず ③認定申請せず	①12級 ②12級 ③9級 併合8級	なし	7957万8103円	7957万8103円
H21	①頸椎捻挫後の頸部痛等 ②腰椎捻挫後の腰痛等 ③左肩関節の機能障害等	①14級 ②14級 ③非該当 併合14級	①14級 ②14級 ③非該当 併合14級	40万9880円	450万0000円	409万0120円
H21	①頭部外傷後の精神・神經症状(高次脳機能障害) ②左動眼神經麻痺に伴う左眼球の運動障害 ③左鎖骨骨折後の左肩関節の機能障害 ④左鎖骨骨折後の左鎖骨の変形障害	①5級 ②10級 ③10級 ④12級 併合4級	①3級 ②10級 ③10級 ④12級 併合2級	なし	165,900,000	165,900,000
H21	①頸椎捻挫後の頸部痛	①14級	①14級	191万9739円	427万5751円	235万6012円
H19	①第2頸椎外側塊骨折による脊柱変形障害 ②第2頸椎外側塊骨折による複視の症状	①11級 ②非該当 11級	①11級 ②10級 併合9級	450万0000円	1366万0000円	916万0000円

第9 交通事故被害相談の勧め



弁護士への相談・委任については、交通事故に「強い」弁護士を選ぶべきと言われています。私たちは、交通事故損害賠償請求を得意分野とし、積極的に多数の事件に取り組んでいます。また、交通事故においては、治療の必要性や後遺障害の存否・内容・程度の判断において医学的知識が重要となることがあります。そのような事件では、医療過誤損害賠償請求事件を取り扱っている弁護士に委任するとより安心です。私たちは、医療関係事件も取り扱っており、そのような事件でも対応できます。必要となれば、私たちが所属している「宮崎医療問題研究会」での検討も可能です。

私たちに事件を依頼され、任意保険会社と示談交渉する事から解放されるだけでも、ずいぶん精神的に楽になったとおっしゃる方がたくさんおられます。

1人で悩まれずに、気楽に・お早めに、私たちにお問い合わせ・ご相談ください。

Memo

～ 交通事故の被害に遭われた方へ ～

不 許
複 製

平成24年6月1日 発行

(発行者) 〒880-0802 宮崎市別府町6番1号ひまわりビル2階

弁護士法人松田共同法律事務所
(宮崎県弁護士会所属)



電話 0985(26)4656

FAX 0985(26)4659

http://homepage3.nifty.com/matsu_hou/
kimitoshi.matsuda@nifty.com

所長 弁護士 松田 公利

《地図》



